

## 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事務取扱要領」新旧対照表

新	旧																										
<p>第1 略</p> <p>(共済掛金の額)</p> <p>第2 教育委員会が、保護者から徴収する共済掛金(以下「共済掛金」という。)の額は、次のとおりとする。ただし、県立中学校の生活保護法による被保護世帯に属する生徒の保護者からは、<u>経済的負担を軽減するためこれを徴しない。</u></p> <table border="0"> <tr> <td>県立中学校 一般・準要保護</td> <td>年額 一人当たり 460円</td> </tr> <tr> <td>県立中学校 要保護</td> <td>年額 一人当たり 20円</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校全日制</td> <td>年額 一人当たり 1,720円</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校定時制</td> <td>年額 一人当たり 760円</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校通信制</td> <td>年額 一人当たり 215円</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校 幼稚部</td> <td>年額 一人当たり 210円</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校 小・中学部 一般・準要保護</td> <td>年額 一人当たり 460円</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校 小・中学部 要保護</td> <td>年額 一人当たり 20円</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校 高等部</td> <td>年額 一人当たり 1,720円</td> </tr> </table> <p>2 県立特別支援学校の児童生徒等の保護者については、<u>教育の機会均等に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み、経済的負担を軽減するため共済掛金を徴しない。</u></p> <p>(共済掛金の額)</p> <p>第3 生活保護法による被保護世帯に属する者(県立中学校の生活保護法による被保</p>	県立中学校 一般・準要保護	年額 一人当たり 460円	県立中学校 要保護	年額 一人当たり 20円	県立高等学校全日制	年額 一人当たり 1,720円	県立高等学校定時制	年額 一人当たり 760円	県立高等学校通信制	年額 一人当たり 215円	県立特別支援学校 幼稚部	年額 一人当たり 210円	県立特別支援学校 小・中学部 一般・準要保護	年額 一人当たり 460円	県立特別支援学校 小・中学部 要保護	年額 一人当たり 20円	県立特別支援学校 高等部	年額 一人当たり 1,720円	<p>第1 略</p> <p>(共済掛金の額)</p> <p>第2 教育委員会が、保護者から徴収する共済掛金(以下「共済掛金」という。)の額は、次のとおりとする。ただし、県立中学校の生活保護法による被保護世帯に属する生徒の保護者からは、これを徴しない。</p> <table border="0"> <tr> <td>県立高等学校全日制</td> <td>年額 一人当たり 1,720円</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校定時制</td> <td>年額 一人当たり 760円</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校通信制</td> <td>年額 一人当たり 215円</td> </tr> <tr> <td>県立中学校</td> <td>年額 一人当たり 460円</td> </tr> </table> <p>2 特別支援学校の児童生徒等の保護者からは、共済掛金は、これを徴収しない。</p> <p>(共済掛金の額)</p> <p>第3 生活保護法による被保護世帯に属する者(県立中学校の生活保護法による被保</p>	県立高等学校全日制	年額 一人当たり 1,720円	県立高等学校定時制	年額 一人当たり 760円	県立高等学校通信制	年額 一人当たり 215円	県立中学校	年額 一人当たり 460円
県立中学校 一般・準要保護	年額 一人当たり 460円																										
県立中学校 要保護	年額 一人当たり 20円																										
県立高等学校全日制	年額 一人当たり 1,720円																										
県立高等学校定時制	年額 一人当たり 760円																										
県立高等学校通信制	年額 一人当たり 215円																										
県立特別支援学校 幼稚部	年額 一人当たり 210円																										
県立特別支援学校 小・中学部 一般・準要保護	年額 一人当たり 460円																										
県立特別支援学校 小・中学部 要保護	年額 一人当たり 20円																										
県立特別支援学校 高等部	年額 一人当たり 1,720円																										
県立高等学校全日制	年額 一人当たり 1,720円																										
県立高等学校定時制	年額 一人当たり 760円																										
県立高等学校通信制	年額 一人当たり 215円																										
県立中学校	年額 一人当たり 460円																										

護世帯に属する者は除く。)及び児童福祉法に規定する児童養護施設入所者の共済掛金は、経済的理由によりこれを免除することができる。

2 県立中学校においては、上記に加え準要保護生徒についても、経済的な理由により共済掛金を免除することができる。

第4～第8 略

附則 略

この要領は、令和6年4月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

護世帯に属する者は除く。)及び児童福祉法に規定する児童養護施設入所者の共済掛金は、これを免除することができる。

2 県立中学校においては、上記に加え準要保護生徒についても、共済掛金を免除することができる。

第4～第8 略

附則 略